

【管理医療機器販売業・貸与業】届出について（那覇市保健所）

令和7年2月

- 管理医療機器の販売業又は貸与業を行う際には、所在地都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）に届け出なければなりません。
- 開設者の変更、営業所の移転（同一敷地内の移転も含む）の場合も新規届出が必要になります。
- 届出にあたっては、事前に保健所へご相談ください。

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第39条の3、同法施行規則第163条、薬局等構造設備規則第4条

【提出書類等】

1. 管理医療機器販売業・貸与業届書
2. 営業所の管理者の資格を証する書類の写し（原本持参）
例 販売又は賃貸管理者講習会修了証
医師・歯科医師・薬剤師免許証 等
3. 営業所の平面図（構造設備概要）
※ 医療機器の保管場所を明記
4. 営業所の見取り図
5. 取扱品目のパンフレット ※任意提出
6. 管理医療機器販売業・貸与業届出済証交付申請書 ※任意申請
（証明書手数料 300円/部）

※届出の際に日程を調整し、必要に応じて営業所に保管状況確認に伺います。

管理者を設置しない場合、2は不要ですが、扱える品目は限定されます。

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。